

商品概要説明書

当座貯金

(2025 年 4 月 1 日現在)

商 品 名	・当座貯金
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期 間	・期間の定めはありません

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

	・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
--	--

	また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J Aバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J Aバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移
--	---

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる 事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 加古川南

	・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク 相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 ・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご返済いただく場合があります。

	ます。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部 金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当た
--	--

	合せてください。
その他参考となる 事項	・租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南

その他参考となる 事項	・当 J A から脱退する場合、または災害その他の事由で当 J A がやむを得ないと認めた場合は、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で 50 件以上あり、翌月 10 日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
------------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 加古川南

	がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息

貯金保険制度 (公的制度)	
------------------	--

	兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ金融共済部 金融業務課またはＪＡバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	

その他参考となる 事項	・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯払機）では記帳のみお取扱いが可能です。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。
------------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A加古川南